## ●第3回委員会 会議要点録

平成 17 年 3 月 29 日 19 時~21 時 市役所3階 特別会議室

出席者: 檜垣正已委員長 白鳥光洋副委員長 岡崎和子委員 小澤尚子委員 武智秀之 委員 堤香苗委員

事務局: 市長 企画課長 企画調整担当主査 企画課主査

【第3回 多摩市自治推進委員会 審議事項 概要】

2. 審議 (1)市が実施した行政評価について (2)評価への市民参画・協働について

# A 多摩市における評価制度について

- 行政評価と分野別評価との関連が見えにくい。
- 複数の審議会等間の共通認識、役割分担、整合性は。同一の分野に対し、 基準、手法の異なる検討がされることはないか。

## B 行政評価の制度について

- a. 対象(公表事業の選択:類型化、市民の要望、予算額等/公表評価の内容: 当事者評価、外部評価の併記)
- b. 手法、サイクル等
  - 。 評価結果の反映(予算サイクルの短縮、進行評価・中間評価の導入、評価 サイクルの見直し。反映手法のフィードバックの手法、第三者評価の尊重)
  - 継続実施(職員の負荷軽減、共通フォーマット作成)
  - 。 評価への市民参画
- c. 内容、記述等(整合性の曖昧さの解消)

# C 個別の事業評価を実施するにあたっての課題、問題等

- a. 現状把握、客観性 事業担当者、サービスの受け手のヒアリング
- b. 整合性: AB診断の数と、「今後の方向性」の記述との関連性、整合性が曖昧

c. 客観性: (他自治体との類似事業との比較)

## D 評価における市民参画

- 市民参画は、評価を正しく有効に機能させるための手段
- 。 市民参画については、審議不充分のため次回に持ち越し

## X 自治推進委員会の役割、審議スケジュール等

- 。 第三者的な部分として定常的に評価に関わる自治推進委員会の機能アップを検討。
- 1. 諮問\*:『多摩市における行政評価の手法並びに評価への市民参画のあり方について』

### 市長〔諮問文朗読〕

市は、平成 14 年に政策評価として、総合計画のリーディングプロジェクトに沿った指標を設けた。

平成 16 年度にはその政策評価と、71の事務事業評価を「事業カルテ」の名称で掲載した「平成15年度行政評価「報告書」」(以降「報告書」)を作成。次いで 17 年度予算案作成時には、144の事務事業事前評価を掲載した「平成 17 年度予算資料 主要事業予算カルテ」(以降「予算カルテ」)を作成した。指標の設置にあたり、承認取得活動で求められた目標管理の数値目標による ISO 反映している。

市は、計画の段階での市民参画の手法は各種あるが、実施、評価への参画についてのノウハウが薄いと認識している。特に評価における市民参画のあり方についてご審議いただきたい。

[市長退席]

#### 2. 審議

### (1)市が実施した行政評価について /(2)評価への市民参画・協働について

委員 本日は諮問内容に沿った審議として、事務局説明の後、質疑応答、意見交換を行 う。

#### 事務局〔資料14の説明〕

国、各地方自治体等で行政評価を開始し、数年経つ。調査によると、評価作業その ものが目的となり成果と結びつかない自治体が多い。また、平成14年度の三菱総 研の実態調査では、大半の自治体が「効果が不明」と答えているのが実状である。

- 委員 行政評価「報告書」(以下「報告書」)は、行政職員だけで作成したものか。それはな ぜか。
- 委員 現場職員による一次評価、経営改革推進委員会による二次評価を載せたもの。 経営改革推進委員会は、従来の「行政改革推進委員会」を発展させたもの。(構成員は「報告書」195ページに掲載。)

経営改革推進委員会では、総合的な行政評価である「報告書」をはじめ、行政経営に関する総合的な合意形成を行う。内部評価の次の段階として、外部評価が必要と判断している。それをいかなるものにすべきか、この委員会でご審議いただきたい。

なお、補助金等、分野別評価では、市民委員会等を設置しているものもある。(資料 19 参照)

- 委員 市が平成 15 年度から実施している「NPO(非営利活動団体)協働事業診断」(以降 「NPO 事業診断」)は、非常に興味深い結果だった。「報告書」との関係は。
- 事務局 NPO事業診断は、分野別評価に当たる。

委託者たる行政と、受託者たるNPOに同じ質問をし、双方の意識のずれを測ることを目的としている。(多摩市公式ホームページ

http://www.city.tama.tokyo.jp/machi/kyodo/npo/npo\_shindan.htmをスクリーンに投影し、説明)。ご希望なら、次回資料として配布する。

- 委員 行政評価と分野別評価についてこの委員会ではどのような関連で審議するか、事務局としての見解は。
- 事務局 行政評価そのものについて、及び、分野別評価との整合性についてのご意見をいただきたい。

評価類型は極めて多様である。(資料18、1ページ参照)

多摩市においては、市民から「市民が参画した評価機関」の設置が各分野で求められ、現在、次の3種の機関について、大きな課題となっている。

- \* 内部評価が、自己弁護・自己撞着の生じやすさなど客観性担保に限界があることから、行政の行った評価を、第三者的に評価する; (行政評価、各分野の評価等)
- \* 市民が参画・協働により計画したものの行方、進捗状況等を評価する。(総合計画、分野別計画、行財政再構築プラン 等))
- \* 特定の分野について、提供者を行政に限定せず、「多摩市におけるサービス」 の視点から、公営、民営、NPO 等を共通の視点で評価する。(福祉オンブズマン(実施中)、子育て・子育ち関係)
- 委員 行政の内部評価である「報告書」は、他の自治体との比較がないなど、妥当性には 疑念がある。

- 委員 この委員会で、評価制度だけではなく、個々の事業実施結果そのものに対する評価を行うことはあり得るか。
- 委員 評価の根拠を明確に出すことも必要。外部評価のみでなく、内部評価の方法についても提言は可能か。
- 事務局 市の評価制度をより良くするための提言をいただくことが目的であり、テーマの大小、範囲等の制限は特にないので、この委員会で提言してほしい。
- 委員 「報告書」についてのアンケート回答がわずか6件であるとの意味をどう考えるか。
- 事務局 現在は試行中であり、本格的なアンケートとはなっていない。これをもって市民の共 通認識とは認識していないが、試行中でも意見を出してくれた市民がいたことは大 切に受け止め、これを生かすことが次の段階と考えている。 前回、この審議会で、「役所の情報が多過ぎるため、却って見ない」との指摘があっ た。診断対象の事業を絞るべきかどうか、についてもご意見をいただきたい。
- 委員 評価とは、事業実施者、受益者双方の視点を必要とする。「報告書」は実施者の内部評価のため受益者の評価は読み取れないことは、解決すべき課題。また、客観的な判断、評価を再構築と結びつけるしくみが必要である。例として、「報告書」の総括表で、AB診断の数と「今後の方向性」の記述との関連性、整合性が曖昧で、目標、効果、それに基づく事業の見直し、が見えない。
- 委員 公表事業の選別基準は。
- 事務局「報告書」は、市民に関わりの深いもの、その課の代表的なものを、所管毎に選択した。「予算カルテ」は、それに 17 年度予算案における主要・新規・レベルアップ予算を追加したもの。
- 委員 対象事業選定の優先順も重要。公表事業の選択から市民が参画することも考えられる。
- 委員 事業の一覧を公表し、アンケート等により市民の関心の高いものを公表する方法も ある。
- **委員 関心の高い事業に加え、費用の大きいものも対象とする必要がある。**
- 委員 市民に関わりのあること、予算額による選択、の2点を重視するなら、まず一定額 以上の予算額事業をピックアップした後、市民に公表希望の意見を求める方法もある。
- 事務局「予算カルテ」で公表した事業は144だが、実際は、700余の全ての事業について 事業カルテを作成している。
- 委員 実際に事業の評価をするにあたり、他自治体の類似事業の手法等を例示すること が必要。
- 事務局 ベンチマーキングのイメージか。

- 委員 多摩市としての斬新な視点などの情報が必要、との意図。
- 委員 答申の期間はいつか
- 委員 第1回に、7月を目処として答申を、との話が事務局からあった。
- 委員 必要とする時間は、個々の事業をどの程度掘り下げるか、による。個々の事業については、情報を収集し概要として比較検討しつつ、評価制度全体について大きく評価するのが良いと思う。
- 委員 あまりタイムリミットでこだわる必要はない。
- 委員 事業担当者、利用者の声を直接の聞くと分かりやすい。
- 委員 対象事業の選択については、対象を類型化し、選択方法を考える。
- 委員 事務局説明で、評価が形骸化している自治体が多い、との説明があった。それを避けるためには、職員の負荷を下げなければならない。
- 委員 類似の書類を、何種類も作る必要はない。
- 委員 様式について、全ての項目を埋める必要はない、という割り切りもある。
- 委員 評価制度全体のサイクルについての意見をまとめることも大切。 「報告書」の一次、二次評価は共に内部評価であり、外部の者としては両方を公表する必要はないように思える。あえて両方を公表するのは、現場とトップの違いを知るため、などの特別な意図があってのことか。
- 委員 内部で議論があるのは良いが、それを公表する必要は、私も感じない。
- 委員 サイクルの最終段階の「総合評価」の意味は何か。

評価が出された場合は尊重するべきだろう。

- 事務局第三者からいただいた意見を、施策にどう反映させるかを審議する場。
- 委員 二次評価は完成しているものか、未完成のものを共に評価したいのか。完成されていると、逆に肝心な点が見えにくいこともある。
- 委員 むしろ、二次評価、第三者評価の両方を公表し、市民に意見を求める方が意味があるのではないか。紙上の評価だけでなく、担当者や受け手に聞く、現場を見る、など多角的な手法も必要になるだろう。
- 委員 評価の目的は行政へのフィードバック。市民参画はそれを正しく有効に機能させるための手段。 これまでの意見から判断し、ここは「総合評価」ではなく、「反映手法の検討」と呼ぶべきだろう。内部評価は二次評価の段階で結論が出ており、それに対する第三者
- 委員 「反映手法の検討」は、次につなげるためのもの、と割り切り、評価のサイクルとは 別のものとするわけにいかないだろうか。
- 委員 補助金、NPO 診断,福祉オンブズマンなどの評価委員会や、その他各種委員会があるが、その整合性はどうするのか。

- 委員 共通の材料を活用して分野別評価の評価をしているのであれば良いが、分野により基準も手法も違うと、どれを尊重するか、どのように整合性を保つか、が難しい。 更に言うと、議会との関係がある。
- 事務局議会では、「報告書」、「予算カルテ」を見ながらの答弁が多かった。予算資料等より もコンパクトにわかるツール、として利用された印象を持った。審議会等について は、平成16年度に44の機関が活動している。
- 委員 多摩市には色々な委員会があり、専門的にも検討されていると思う。市民委員のいる委員会、つまり市民参画が保証された委員会の決定に対し、この委員会で違う 結論を出すことには、疑問を感じる。
- 委員 合同の委員会でも開かないと整合性がとれない。
- 委員 市では、委員会間の齟齬をきたしていないのか。
- 事務局 表彰審査会のように特定の案件だけのものは良いが、施策評価で範囲が重複する 可能性はある。多摩市としての大きな評価制度のあり方は始まったばかりで、現在 のところは目立つほどの齟齬はない。

補助金の委員会で全ての補助金を見直すにあたっては、評価シートは基本バージョンとオプションバージョンを組合わせるイメージで考えている。多摩市としての評価視点の基本ベースを自治推進委員会でお作りいただき、そのベースの情報に固有の視点を付け加えていくようなもの。なお、これはあくまで事務局としての考えであり、決定は、これからの補助金の委員に決めていただく。

- 委員 基本的な評価の流れがあり、必要に応じその年の特定課題を評価する方法もある。自治推進委員会は、第三者的な部分として定常的に評価に関わらざるを得ない。必要に応じて機能をアップする、なども必要だろう。
- 委員 補助金評価市民委員会で評価したものは、内部で評価し直すのか。
- 事務局 評価をそのまま受け取り、評価のし直しはない。
- 委員 評価は難しいので、だんだんレベルアップするようにすべき。又、終了後の評価だけでなく、プロセスの評価が良いのでは。市民参加で言えば、計画から実施段階で十分な市民参画がされたか、がそれに当たる。
- 委員 既存事業の見直しより、次の事業に生かしていくような、新しい事業に向けての評価の方が良いのではないか。
- 事務局 資料15のフローでは、予算の段階で評価をしている。これまで「予算を執行する」 仕事になりがちだったものを、成果の達成度計測により「成果を目指す」仕事へと 転換する。
- 委員 フローを見ると、15年度事業の見直しを17年度予算に反映することになり、1年遅れになる。そのため評価の反映状況が見えない。

- 委員 事後評価から、中間評価に切り替えるべきではないか。
- 委員 継続事業については、進行評価の導入を考えるべきだろう。 又、計画を作った人が責任を持って見届けるしくみがあるといい。職員が交代して わからなくなることがあっては困る。
- 事務局 5月末に前年度予算が終了し、夏には新年度予算について検討をする。しかし、現年度の事業は実施中である。その予算編成サイクルの中で、評価の反映が結果として、1年遅れになってしまう。
- 委員 予算サイクルの短縮も課題か。
- 委員 NPO 診断のサイクルは、それが実現できている。それがひとつのイメージにならないか。
- 委員 市民協働を中心に考えるなら、職員の負担にならない方法はないのか。
- 委員 終わった事業の市民参画は意味がない。去年の改善案からスタートすべき。
- 委員 評価の対象の選択と手法、及び第三者評価機関については次回の課題とする。

### (3)審議日程について

- 委員 タイムリミットはないと申し上げたが、夏あたりまでには。場合によっては回数を増 やすことも視野に、4、5月の日程を決めたい。都合を事務局に連絡し、事務局から 調整結果を連絡する。
- 事務局 期間についてはこの委員会で決めていただく。7月には、再構築プランの進捗状況 についてもご意見をいただきたいと考えている。
- 委員 諮問への答申だけでなく、委員会から発案し市に提案することもできる。自由な発言をお願いする。 本日はこれにて終了する。

\*資料 13 諮問文

16多企企第810号 平成17年3月29日

多摩市自治推進委員会 委員長 檜 垣 正 已 殿

多摩市長 渡辺幸子

多摩市における行政評価の手法並びに評価への市民参画のあり方について(諮問)

標記について、多摩市自治基本条例第30条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

# 1 諮問内容

多摩市における行政評価の手法並びに評価への市民参画のあり方について

## 2 諮問理由

行政評価は、市の行政活動について、市民の視点に立った結果及び成果重視の行政 運営への転換を目指すものであるとともに、透明性の確保を図るための情報共有、並び に、積極的な市民参加による自治の推進を図るための重要な役割を担うものです。

現在、多摩市では、平成 18 年度の本格実施に向けて、行政評価を試行中であり、機能的な評価制度のあり方について、検証を重ねているところです。今後の実施にあたって、市民にとっても職員にとってもよりわかりやすい評価の仕組みを構築するとともに、より一層の透明性及び客観性を確保すべきとの考え方にたち、制度の確立を目指していく考えです。

自治基本条例第 26 条には、「市の執行機関は、実施した主要な事業について評価し、 その結果を公表することができる」こと、及び「市民は、市の執行機関が行っている政策及 び事業に対し評価できる」ことが定められています。ここに謳われた精神を踏まえ、行政事 業の再構築はもとより、市民との情報共有の手段としての有効な行政評価制度の確立に 向け、多摩市自治推進委員会に、多摩市における行政評価の手法並びに評価への市民 参画のあり方について諮問するものです。

市の実施している政策や事業について、総合的に捉えたご提言を賜りたく、ご審議のほど、よろしくお願い申しあげます。